

「有田圏域いのち支えあいプラン」策定のためのパブリックコメント実施要領

(1) 目的

有田圏域いのち支えあいプランの策定過程においてその案を公表し、住民の皆様からの意見の提出を広く求め、提出された有益な意見を考慮して意思決定を行うことをもって、住民参加による公正で開かれた行政の推進に資することを目的とします。

(2) 有田圏域いのち支えあいプランについて

自殺対策基本法第13条第2項に規定される市町村の区域内における自殺対策についての計画であり、自殺総合対策大綱及び和歌山県自殺対策計画、有田圏域の実情を勘案して策定するものです。

すべての住民がかけがえのない個人として尊重され、「生きることの包括的な支援」を通じて、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け取り組むための計画です。

(3) 意見を募集する案件

有田圏域いのち支えあいプラン（素案）

(4) 募集期間

平成31年2月18日（月）から平成31年3月1日（金）まで（必着）

(5) 意見を募集する案件の閲覧方法

有田圏域における各市町のホームページ

※各市町：有田市・湯浅町・広川町・有田川町

(6) 意見を提出できる人

- ① 有田圏域に住所を有する人・法人
- ② 有田圏域に勤務・通学する人

(7) 意見の提出方法

下記に記載の方法で、各市町いずれかの担当窓口へ提出

- ① 直接持参
- ② 郵送
- ③ ファクシミリ
- ④ 電子メール

※提出にあたりお願いする事項

提出にあたっては住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を明記してください。

電話や口頭でのご意見の対応はしかねますのでご了承ください。

(8) 提出窓口

<有田市保健センター>

- ・ 〒649-0304 有田市箕島 27
- ・ F A X : 0737-82-5302
- ・ 電子メール : hokens@city.arida.lg.jp

<湯浅町役場 健康福祉課>

- ・ 〒643-0002 湯浅町青木 668 番地 1
- ・ F A X : 0737-65-3006
- ・ 電子メール : hoken01@town.yuasa.lg.jp

<広川町役場 住民生活課>

- ・ 〒643-0071 広川町広 1500 番地
- ・ F A X : 0737-64-1565
- ・ 電子メール : hofuku4@town.hirogawa.wakayama.jp

<有田川町 健康推進課>

- ・ 〒643-0153 有田川町大字中井原 136 番地 2
- ・ F A X : 0737-32-3644
- ・ 電子メール : n.kenko@town.aridagawa.lg.jp

(9) 意見の公表等

- ① 提出されたご意見等（類似する意見等はまとめて）に対する有田圏域の考え方を、回答として各市町のホームページでお知らせします。
- ② 意見募集の結果につきましては、ご意見以外の内容（住所、氏名等の個人情報）は公表いたしません。
- ③ いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ先】

〒643-0153 有田川町大字中井原 136 番地 2
有田川町役場 健康推進課
TEL : 0737-52-2111
FAX : 0737-32-3644
電子メール : n.kenko@town.aridagawa.lg.jp